

第14条 この会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

#### 第9章 雑則

第16条 この会は次の帳簿を備える。

- 1 会則等の規定類
- 2 会員名簿
- 3 役員名簿
- 4 会計簿
- 5 記録簿（議事録等）

第17条 この会の会務遂行に必要な規程は、別に定める。

附則 この会則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則 この会則は、昭和60年度に一部改訂したものである。

附則 この会則は、平成2年度に一部改訂したものである。

附則 この会則は、平成3年度に一部改訂したものである。

附則 この会則は、平成11年度に一部改訂したものである。

附則 この会則は、平成14年度に一部改訂したものである。

附則 この会則は、平成19年度に一部改訂したものである。

附則 この会則は、平成22年度に一部改訂したものである。

附則 この会則は、平成29年度に一部改正したものである。

附則 この会則は、平成30年度に一部改正したものである。

附則 この会則は、令和2年5月7日に改正し、同日より実施する。

## 宮前小学校 PTA 慶弔規程

第1条 この規定は、宮前小学校 PTA の慶弔・表彰・慰労の基準を定めたものである。

第2条 慶弔の基準は次のとおりとする。

- 1 会員死亡の際 10,000円
- 2 児童死亡の際 10,000円並びに生花
- 3 火災等の不慮の事故については、常任委員会で決める。
- 4 教職員の場合も第1項から第3項に準ずる。

第3条 表彰については、PTA活動推進上あるいは本校の教育上特に功労のあった者に感謝状を贈ることができる。その決定は常任委員会で決める。

第4条 慰労については、教職員の転退職の際、会員としての在任期間1年につき1,000円とする。ただし、最高10,000円を限度とする。

第5条 その他特別な事情のある場合には、常任委員会で決める。

第6条 第2条から第5条の適用を受けたものは、金品を以って礼に代えてはならない。

第7条 この規程は、常任委員会において改廃することができる。

附則 この規程は、昭和55年2月19日より施行する。

附則 この規程は、平成19年度に一部改訂したものである。

附則 この規程は、平成22年度に一部改訂したものである。

附則 この規程は、平成29年度に一部改正したものである。

## 防犯パトロール実施要領

#### (目的)

第1条 この要領は、宮前小学校PTAによる防犯パトロールを実施するための基準を定めたものである。

#### (実施基準)

第2条 防犯パトロールの基準は、次のとおりとする。

- 1 原則として一斉下校日(字別下校日)を除く登校日の下校時間  
に実施する。
- 2 腕章を必ず着用し、学校から配布された呼子笛を携帯して、  
区内を巡回する。

#### (実施日等)

第3条 パトロール実施対象日は、本校の年間事業計画に基づき、各地区の実情にあわせて選択し実施する。

第4条 各地区はパトロールを1家庭につき年4回を日途に配分する。

#### (巡回方法)

第5条 原則として徒歩で巡回するものとする。ただし、徒歩による巡回が不適当な場合や合理的でない場合などは、地区の中で検討し確認する。

第6条 犬の散歩や買い物等を兼ねることは、本人の判断で可能とする。ただし、著しくパトロールに支障が生じる事象が見受けられる場合、常任委員会において審議する。

#### (日誌等)

第7条 パトロール終了後、日誌に記入すること。なお、日誌の記入案は別紙2(総会資料においては掲載を省略)のとおりとする。

第8条 腕章及び日誌は常にセットで保管し、持ち回りとする。

#### (緊急時の対応)

第9条 不審者を発見したときは、児童を安全な場所に誘導し、自身の安全も確保したうえで、速やかに警察及び学校に連絡する。

第10条 警察による事情聴取や、学校による事実確認などには積極的に対応する。

第11条 児童を総合的に守る立場から、通学路であるか否かに関わらず、次のような行為等については、親の立場として注意を促す。

- 1 下校中に危険な箇所に接近している。
- 2 危険な遊びをしている。
- 3 「いじめ」に類する行為

第12条 上記の件が発生したときは、日誌に詳細を記入する。なお、個人情報やプライバシー保護の観点から、個人名は記載しないこととし、個人を容易に特定できる文面にならないよう配慮する。

#### (実施報告書)

第13条 各地区委員長は、実施日・実施場所・日誌による報告内容等に基づき、パトロールの実施状況や課題等について適宜常任委員会で報告する。

#### (その他)

第14条 パトロールの実施に際しては以下の心得を持って実施するものとする。

- 1 パトロールに際しては、交通安全に注意する。